

れた資源で解決策を考えるよりも、地域との関わりの中で育つ方法を考えていく。そこにはコミュニティセンターや児童センター、学童クラブ、生涯学習、スポーツ活動を行う団体など、様々な地域の主体やコミュニティがあり、学校や子供を真ん中に置いて、地域活動の活性化、そして地域課題の解決も図る、そのような関わりを目指すものです。

現在、教育委員会では、致芳小学校をスクール・コミュニティのモデル校としています。学校施設を地域活動の場として開き、まずは日常的に学校内で地域の大人と子供が関わる仕組みづくりから実践しています。その経験や取組は今後、他校にも広めていきたいと考えています。

勝見議員からご提案をいただいたモデル地区を定めることについては、教育委員会が今実施しているモデル校の考えをさらに広げていくものと捉えています。モデル地区を定めることそのものは、なかなか教育委員会だけで決めることはできませんので、さきの内谷市長の答弁にもありましたとおり、地域づくり、コミュニティづくりのソフトの観点から、市長部局またはその他の諸団体等と協力して検討していく必要があるものであろうと考えております。

以上、このような観点から、この後のモデル地区、モデル校の考え方ということを捉え直していきたいと考えております。

○鈴木富美子議長 高世 潤給食共同調理場長。

○高世 潤給食共同調理場長 私からは、1日の給食メニューを1通りとする契約を改めてはどうかというご質問をいただきましたので、簡潔にお答えさせていただきます。

原則、1通りの献立としている現状におきましては、児童生徒が献立メニューを選ぶことができるセレクト給食、あとバイキング給食など2通り以上の提供ができておりますので、現場の現状を踏まえて、児童生徒にどのように安心・安全でおいしい給食が提供できるのか、現

場のほうとPFI事業者のほうと検討してまいります。

○鈴木富美子議長 3番、勝見英一朗議員。

○3番 勝見英一朗議員 短い時間の中でご答弁いただきました。

私の原稿を20分ぐらいかなと思って準備したんですが、10分多かったので、今後の反省に生かしていきたいと思いますが、ご答弁いただきまして、なお、スモールビジネスについても市長おっしゃったように、もともとビジネスとしては成り立たない、あるいは学校として取り組むこともできない。ただ、将来の起業家なり、ビジネスマンなりの芽が出てくる可能性があることでしたので、それに何とか刺激を与えたいというような考え方を持っております。

そのほかの県立高校のことにつきましても大きな課題ですので、引き続き考えていきたいと思っております。

鈴木 裕議員の質問

○鈴木富美子議長 次に、順位2番、議席番号4番、鈴木 裕議員。

(4番鈴木 裕議員登壇)

○4番 鈴木 裕議員 おはようございます。

一般質問初日の2番目の清和長井の鈴木 裕です。よろしく願いいたします。

まずは7月25日から26日にかけて、県の庄内北部と最上地域が記録的な大雨に襲われ、河川の氾濫、土砂崩れ、道路崩壊、田畑の冠水などの被害があったほか、建物は全壊、半壊、一部破損、床上、床下浸水の被害が2,141棟に及びました。これら被害は県によりますと、約913億円で、大規模火災などを含めて、本県で発生した災害では過去最悪ということであります。最上地域では、救助に向かって殉職された警察

官2人を含む3人が亡くなられました。この豪雨災害でお亡くなりになられた方々には謹んでお悔やみ申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。また、被災されました方々には心よりお見舞いを申し上げます。そして、被災された方々の生活再建と地域の復旧、復興が一日でも早く進むようご祈念申し上げます。

さて、質問は大きく2つ、長井市文化財保存活用地域計画策定事業についてと、デジタル地域通貨ながいコイン事業についてであります。一括質問、一括答弁方式で質問させていただきますので、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、長井市文化財保存活用地域計画策定事業について質問します。

なお、この長井市文化財保存活用地域計画策定事業については、勝見議員が3月定例会一般質問で、6月定例会予算総括質疑において質問されていますが、本質問は、本事業の計画作成進捗状況と、計画作成によるメリットを保存活用にどのように生かすかを伺います。

さて、示された史料によれば、本事業の背景と目的は、急速に進む過疎化・少子高齢化を背景として、政府はこれからの時代の文化財の継承の在り方に係る議論を行い、これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むとされ、平成30年に文化財保護法を改正されたとのことです。

その経緯を基に、都道府県による文化財保存活用大綱の策定や、市町村による文化財保存活用地域計画の作成等により、地方文化財保護行政の推進力強化を図ることとしたため、山形県では令和4年3月に山形県文化財保存活用大綱を策定、本市では令和5年まで進めてきた長井市史編纂事業に掘り起こされた新たな文化財や資料を生かし、伝統的な文化の保護・継承・文化芸術の振興、地域づくりや観光振興等の幅広

い施策につなげていくために本計画を作成するとあります。

私たちが文化財と聞いて思い描くのは、国・県・市などが指定した有形文化財、無形文化財や、有形登録文化財などの指定文化財であります。本市の場合、国指定が12、県指定が8、市の指定が80で、100件の文化財があります。本事業でいう文化財とは何かといえば、その対象の範囲は広く、文化庁の方針に基づき、指定等の有無にかかわらず、現在は必ずしも文化財に該当すると言えないものであっても、それぞれの地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化財についても広くその対象とするとあります。

つまり、指定文化財とは、国・県・市から指定、登録、選定されたもので、建造物・美術工芸品などの有形文化財、演劇・工芸技術などの無形文化財、民俗芸能・衣装・民具などの民俗文化財、埋蔵文化財、古墳・戦跡・名勝地・動物・建物などの記念物、棚田・里山などの文化的景観、宿場町・城下町などの伝統的建造物群を指します。それに対し、本事業でいう文化財は、地形、古い道、古くからの地名、特産品、郷土料理、方言、暮らしの知恵、祭りばやしの練習風景、民話など、未指定の文化財をも含まれており、広範囲にわたる文化財であります。各地域に重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産を抽出し、その中からさらに選定されたものを国等の支援制度により保存活用し、次世代に継承していく事業であると受け止めたところです。

そこで、観光文化交流課長に次の5つの質問をいたします。

初めに、本事業では計画作成期間が3年で、令和5年度から始まり、今年度は2年目、来年度までの事業となっています。その後、計画策定期間の事業終了後、それを踏まえ、令和8年度から計画期間として5年間にわたる事業とな

っていますが、この計画期間とはどのような事業を行うのか伺います。選定された未指定の文化財の活用促進などの具体的取組を行うことをいうのか伺います。

2つ目です。本事業は年度当初、742万9,000円の予算でありましたが、6月定例会において減額補正となりました。その理由は、見込んでいた国の補助金が545万5,000円から272万7,000円に半減となったことであり、市で措置していた197万4,000円を250万7,000円に53万3,000円増額したものの、補正後予算は523万4,000円となり、219万5,000円の減額予算となりました。事業費の大部分を占める計画策定で重要なコンサルタントへの委託料が675万4,000円から462万円に213万4,000円の大幅減となりました。そこで、このコンサルタント委託料の減額によって、当初もくろんだ計画が策定できるか懸念するところですが、大丈夫なのか伺います。

3つ目の質問は、3月定例会において勝見議員からの質問に対して、県内自治体の計画策定が進まないのは人員が不足しているからというより、未指定の文化財の現状把握が大変難しいからだと答弁がありました。本市の場合は、長井市史編纂事業によって、未指定の文化財を含む新たな文化財や史料を把握・整理することができたので、この機会に地域計画を作成することにしたとのことでした。タイミングが合って本事業に取り組めたことは大変よかったと思います。そこで、長井市史編纂事業で収集した文化財や史料1,267件の中から絞り込んで設定することですが、選択は何件程度、どのようにして行うのかを伺います。

4つ目の質問は、本計画策定事業は3年間の2年目となりますが、現在の進捗状況を教えてください。また、事業を進める上で障害や課題等がないか、事務量に対応できる職員体制が取れているのかなどを伺います。

最後の質問です。文化庁から策定計画が認定

されると、補助事業の優遇や交付金の活用、未指定文化財の保存活用でも多くのメリットがあると記されています。伝統的な文化の保護・継承・文化芸術の振興、地域づくりや観光振興等の幅広い施策に活用できそうです。しかし、いろんなメリットが多数ありますが、活用することにより未指定文化財等がどのような保存活用になるのかイメージが湧きません。今分かる本市の未指定文化財等を例に取り、このメリットある施策を活用すればこのようなことができるという具体的な事例を二、三示していただければと思います。

以上で大きな質問の一つ目の質問を終わります。

次に、デジタル地域通貨ながいコイン事業について質問します。

6月定例会において、デジタル地域通貨ながいコインインセンティブ施策について説明があり、その事業費511万3,000円が補正予算化されました。かねがね行政ポイントの付与については提言してきたところですが、ながいコインに健康増進やボランティアに係る取組に参画した際に、デジタル地域通貨ながいコインに交換、チャージできるポイントを付与する仕組みがつくれ、スタートしました。市報8月号とともにチラシが入り、全世帯に周知されたことと思います。

健康増進に係る取組への参画は健康寿命の延伸や介護予防の効果を期待でき、ボランティアに係る取組への参画は担い手不足対策としての効果を期待できるとの説明がありましたが、ポイントの大小はともかく、ながいコインそのものの活用範囲が幅広くなったことは、一歩前進したものと言えます。しかし、今のながいコインは、デジタル化でキャッシュレスの普及には効果があったものの、市民が自らながいコインを購入し、あるいはチャージして地域内消費を喚起するといった目的には至っていないと言え

ます。私には、地域商品券のキャッシュレスにしか見えないのです。

そこで、このながいコイン事業は今後どのような展開を行おうとしているか伺いたく、総合政策課長に以下の質問をいたします。

初めに、ポイント管理アプリ、ポケットサインアプリの初回インストールした市民に500ポイント付与、想定付与者数1万人の予算となっています。ポイント管理アプリ、ポケットサインアプリでの初回登録は何名に達したか、また、今までにポイント付与した市民はジャンル別に延べ何人になるのか、最新の日付で教えていただきたいと思ひます。

続いて、ポイントの付与事業は、始めたばかりですが、ポイント対象事業に参加された市民からはどのような反響がありますか。初回登録にはスマートフォンとマイナンバーカードを連携させなければなりません、その煩わしさ、また、ポイントが少ないとか、ほかのボランティアの参画は該当しないのかという声はありませんか。

3つ目です。現在のながいコインは販売店が4か所と聞きますが、購入して利用する市民はまれで、ほとんどが今までの市からの給付、プレミアム付ながいコインを購入しての利用だったのでないかと思ひますが、購入実態はどうなっているのでしょうか、伺ひます。

次の質問は、ながいコインは生活安定、コロナ対応、物価高騰対応等の支援としてプレミアム付販売や給付をしてきましたが、全て国の交付金等の財源に依存してきており、国の財源措置がなければ本制度は本市財源で賄う行政ポイントの付与だけになるのでないかと思ひますが、いかがでしょうか。

最後の質問になります。ながいコイン事業の今後の展開について、どうなるのか伺ひます。

あくまでも実証実験で実施してきていると思ひますが、補助事業終了とともに消滅しない

のか、心配するところです。補助金なしで、ながいコインが市民の通貨のごとく利用できる展望が見えてこないのです。確かなながいコイン事業は、デジタル化社会とキャッシュレス時代を市民に啓蒙する役割は果たしてきたものと言えます。しかし、給付ポイントの財源は国の特別な交付金であります。また、システム費用もスマートシティ事業の補助金より賄われております。

そこで、ながいコイン事業が市民に愛され、継続するには、仕組みそのものを変えざるを得ないのでないかと思ひています。今流通している何かペイのように、加盟店ではどこでもチャージできること、市民が買物したり、サービスを受けたときの決済で利用したときにはポイントが付与されること、システム運用費を賄うために加盟店に運用費用分を賦課すること、こうした仕組みを前提として考えるべきでないでしょうか。そこにこのたび導入した健康増進やボランティアに係る取組に参画した際に、さらに行政ポイントが付加されるのであれば、市民の利用率はますます高まることになると考えます。今後、ながいコインの事業の展開をどのように検討されているかを伺ひます。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○鈴木富美子議長 渋谷和志観光文化交流課長。

○渋谷和志観光文化交流課長 問1、長井市文化財保存活用地域計画策定の進捗と、作成によるメリットの保存活用への生かし方について、
(1) 計画期間の内容についてお答えいたします。

長井市文化財保存活用地域計画における計画期間は、本市の歴史、文化の特性に応じた文化財の保存活用に関する基本方針、1つは文化財を守り伝えるための基盤強化、2つは文化財の確実な保存の推進、3つは文化財の効果的な活用の推進、4つは災害への対応力の強化など、

それぞれごとに設定した各事業における具体的な施策、実施主体、実施時期などを明記した文化財の保存活用に関する措置についての進捗管理や評価を行う一定の期間となります。

文化財の保存活用に関する具体的な措置としては、1つ、文化財の指定等、修理、整理、2つ、防災・防犯対策、災害発生時の対応、3つ、文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成、4つ、原材料の確保、修理、技術等の継承に関する取組、5つ、支援団体など民間と連携した取組、6つ、条例等に基づく本市独自の取組等を想定しております。

(2) 国の補助金の減額による計画策定への懸念についてお答えいたします。

本事業に係る国の補助金は、補助対象項目の積み上げにより算定し、交付申請をしております。昨年度も事業費の75%相当に当たる405万4,000円の補助金申請をいたしましたが、文化庁の予算額の配分調整により、採択額が194万円と211万4,000円の減、率にして約52.1%の減となりました。協議会委員の報酬や旅費の減額、コンサル委託料の減額、市の一般財源の増額により対応したところでございます。今年度も文化庁から予算額の配分調整があったため、議員からございましたとおり、6月定例会において補正の承認をいただきまして、現在計画の策定を進めているところでございます。

文化庁の予算の配分調整は、あらかじめ見越すことができないため、事業費を減額して対応するにも本計画の策定に影響が出ないよう、協議会の開催に係る経費の減額のほか、事業費に占める割合の多いコンサルの委託内容の見直しや、委託料の縮減により対応いたしました。

計画の策定の進捗状況については、長井市文化財保存活用地域計画協議会のご意見やご協力をいただきながら、予定どおり進めております。

(3) 未指定文化財の選択の方法についてお答えいたします。

長井市史で引用した文献やその他の歴史資料から抽出した現時点での未指定の文化財が1,267件でございます。今後市民アンケート調査やワークショップからの情報収集、委員や有識者からの情報提供により追加された未指定文化財の集約、精査を行い、長井市文化財保存活用地域計画協議会においてご意見等をいただきながら、本市の歴史、文化の特性に基づいた関連文化財群や文化財保存活用区域の設定に応じて、最終的に選択してまいります。

この関連文化財群というのは、指定・未指定にかかわらず、多種多様な有形、無形の文化財を歴史、文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えるものでございます。文化財保存活用区域とは、文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財群をその周辺環境も含めて面的に保存、活用するために設定する区域でございます。

(4) 計画策定の進捗状況と課題についてお答えいたします。

計画策定の進捗状況については、今年5月に第3回目となる長井市文化財保存活用地域計画協議会を開催し、抽出した未指定文化財1,267件の報告、本市の歴史文化の特性についてのご意見等をいただくとともに、今後予定の市民アンケート調査の内容、市民ワークショップの開催内容についてご審議いただきました。今後は未指定文化財の選択、本市の歴史文化の特性の取りまとめ、それに基づく文化財の保存・活用に関する基本方針の策定、文化財の保存・活用に関する措置の検討、関連文化財群・文化財保存活用区域の設定などを行い、今年度中に素案の作成を行う予定です。

事業を進める上での課題としては、文献等から抽出した未指定文化財について、現存や所在の確認、今後新たに出てきた際の調査をどうするかということでございます。協議会の委員の皆様からは、できるだけ調査を実施し、把握し

ておくようにとご意見をいただいておりますので、計画策定までに全体調査はできないにしても、計画期間内にできる限り調査できるよう検討してまいります。

なお、事務量に対応できる職員体制については、文化交流室の職員全体で対応しておりますので、計画策定業務に支障はございません。

(5) 計画の認証によるメリットの具体的な例についてお答えいたします。

文化庁の補助事業のうち、文化財保存活用地域計画に基づく事業としては、地域文化財総合活用推進事業があります。この事業は、1つ、地域に古くから継承されている文化遺産を活用した伝統行事や伝統芸能の公開、シンポジウムの開催など特色ある総合的な取組を支援する事業、2つ、官民連携の経済効果に資する取組等を促進し、地域の伝統行事、民俗芸能等の振興により地域経済を活性化し、地域振興を推進する事業、3つ、地域の核、シンボルとなっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存活用を行う団体の取組等を支援し、それにより地域における文化財の保存・活用の取組を促進させるものとなります。

本市における活用事例としては、寄附や新たに発見された郷土刀、刀剣のことで、美術品などの文化財を公開するシンポジウムなどの開催、各地域の板碑等の史跡についての情報発信や普及啓発の取組、ガイドの研修の実施、地域の伝統行事、民俗芸能等で使用する用具の修理、衣装等の新調、保存会等の技術継承に対する取組、それらの記録の作成や映像の配信などが想定されます。

○鈴木富美子議長 渡邊恵子総合政策課長。

○渡邊恵子総合政策課長 鈴木 裕議員から私には、デジタル地域通貨ながいコインの事業に関連し、5つのご質問をいただきました。

最初に、現在実証実験として進めておりますながいコインの導入の目的について、少しお話を

をさせていただきたいと思います。

議員ご案内のとおり、ながいコインは市民や観光客に市内限定の地域通貨としてご利用いただき、キャッシュレスの推進やデータの有効活用、そして地域内循環を最大限に循環させることを目的として、令和4年度から本格的にスタートしたものです。地域内での取引を促進するという意味では、持続可能なまちづくりに欠かせない環境負荷の軽減という点でも貢献する仕組みであり、単に便利な決済手段としてではなく、多面的な価値を持つツールとして利用が可能なものと言えます。特に地域内経済の循環という視点では、市内でのみ有効な地域通貨を日常的に利用できる環境を整えることで、市内店舗や施設の利用促進、そして利益に直結する可能性につながるという非常に重要な意味のある施策と考えています。

鈴木議員からはまず、1点目として、ながいコインのポイント制度における初回登録者数と、市事業への参加によりポイントを付与した市民の事業ジャンル別の人数についてご質問をいただきました。

ながいコインのポイント制度は、国のデジタル田園都市国家構想交付金事業において、マイナンバーカードでの受付によりながいコインのポイントを付与する仕組みを構築し、今年7月から運用を開始しているものです。健康増進やボランティアなど市が実施する事業に市民が参加した場合に、ながいコインと交換できる1ポイント当たり1円分のポイントを付与し、市施策に参画するインセンティブとすることを主な目的としています。

所定のアプリをインストールし、利用登録いただいた場合には、期間限定で500ポイントを進呈しており、まずはこの登録者数を増やすことでイベント参加時のポイント付与につなげたい考えです。500ポイント付与の対象となる初回登録者数の人数ですが、8月末現在で177名

となっています。また、現在ポイント付与の対象としているのは健康増進のジャンルで、市役所1階の市民交流ホールにおいて、毎週木曜日に開催しているいきいき百歳体操への参加者を対象に、1回当たり10ポイントを付与しています。8月開催分までで延べ165人の方が参加し、そのうちポイントを受けた人は延べ41人という状況です。人数としてはまだ少ない状況ですが、引き続き事業のPRに努め、実績を伸ばしていきたいと考えています。

2点目は、ポイント対象事業に参加された市民から、どのような反響があるかのご質問です。

いきいき百歳体操に参加し、実際にポイント付与を受けた市民の方からは、ポイントをためることが楽しみ、ほかの介護予防事業でもぜひやってほしい、コミュニティセンターでやっている百歳体操も対象にしてほしいなど、議員がおっしゃるとおり、対象事業の拡大に期待する声が寄せられています。

また、一方で、高齢者にとってはスマホの操作が難しい、機種によってはマイナンバーカードを読み取ることができず、ポイントを受けられない。マイナンバーカードを携帯することが不安などといったご意見も頂戴しています。スマートフォンの操作が不安な方、不慣れな方に対しては、対面での操作を支援するためイベント会場に職員を配置し、丁寧なご案内をさせていただいているところです。また、ポイントの対象となる事業につきましても、今後ほかの健康増進事業やボランティア活動など、受付体制の調整を進めながら、順次広げていきたいと考えています。

続きまして、3点目は、ながいコインはほとんどが市の配布事業による利用だと思うが、購入状況はどうなっているかのご質問です。

ながいコインの恒常販売は、一昨年令和4年8月から開始しています。当初は市役所1階

の売店前と道の駅に自動販売機を約1カ月半設置し、1,005円券と5,025円券の2種類を販売しました。その後、令和4年10月1日からは長井市役所売店と道の駅、令和5年11月からは菜なポートと伊佐沢コミュニティセンターで対面販売を開始しています。

これまでの販売実績は今年8月末現在で、1,005円券が約2,700枚、5,025円券が約300枚、総額では約420万円ほどの売上げとなっています。恒常的に購入しているという方もいらっしゃいますし、また、中心市街地にぎわい創出事業や長井商工会議所によるBUY長井プロジェクトスタンプラリー、また、地区で行うお祭りなど、地域のイベントなどの景品としての利用も広がっており、販売額は着実に伸びている状況です。

続きまして、4点目、ながいコインは国の交付金等の財源に依存しており、国の財源がなくなれば行政ポイントの付与だけになるのではないかのご質問です。

ながいコインについては、計画段階において国の臨時交付金などの活用を想定しておらず、事業の重要業績評価指標、いわゆるKPIとして設定したながいコインの決済金額は、交付金を活用し実施した全戸配布等によって、目標額を大きく上回る結果となりました。ながいコインの認知度はこうした全戸配布を行ったことで格段に向上し、先ほども申し上げましたが、継続的に購入される方もおりますし、イベントなどの景品としての活用もされています。また、やまがたアルカディア観光局との連携によるながいコインセット付きのツアー商品、これは年間30件近くに上るスマートシティ長井実現事業の視察にいらっしゃる方を対象とした商品になりますが、こうした販売促進に向けた新たな取組も行っており、市内からいらっしゃるお客様の需要にもつながっている状況です。

恒常販売は着実に実績を積み上げております

が、ただ、一方で、ながいコインを市役所の売店などで買えるということを知らない市民の方もいらっしゃるのではないかと考えており、そうした情報のPRにも今後は力を入れる必要があると感じているところです。今後とも関係団体と連携しながら、利用拡大に向けた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもぜひご協力をお願いしたいと思います。

最後に、補助金なしでながいコインを利用できる展望が見えない、補助金がなくても普及するよう仕組みを変えるべきではないかのご提言をいただきました。

ながいコインを含め、スマートシティ長井実現事業で取り組んでいる施策は、実証実験期間が令和7年度までとなっており、国の交付金が終了する令和8年度以降の取組の方向性について、現在検討を行っているところです。ながいコインについても、これまでの施策を振り返り、課題を整理した上で持続可能な取組とするためには何が必要かという視点に立って議論を進めたいと考えています。各種イベントとの連携強化や、行政ポイントの拡充など、これまで以上にながいコイン活用の機会を創出することはもちろんですが、議員のご指摘のとおり、ながいコインの利便性の向上や、その財源、費用負担の見直しなども重要な課題であると認識しています。

スマートフォンタイプのながいコインは現在、インターネットのブラウザ上で動作する環境によりご利用いただいておりますが、こうしたウェブブラウザ型によるサービスであることにより、利用者の皆様からは、サイトへの接続方法が分かりにくいというようご指摘もいただいております。このウェブブラウザ型サービスと並行し、スマートフォンアプリの開発がシステム提供元において既に完了しており、現在その実装に向けた調整を進めているところです。アプリケーション化によってながいコイ

ンの入り口を明確化し、IDとパスワードの入力頻度の減少を図られることで利便性が増し、さらに将来的には割引クーポンなどのような加盟店との連携によるサービス提供にもつなげていければと考えています。

議員からはまた、市民自らがながいコインを購入し、地域内消費を喚起するには至っていないのご指摘がございました。

利用率の向上に向けては、ながいコインの現在0.5%としているプレミアム分を引き上げることも1つの方策ではないかと考えています。冒頭で申し上げましたとおり、ながいコイン導入の大きな目的の一つは、地域経済の活性化により地元の商店や事業者が潤い、持続可能な経営につながっていくというところにあります。実際、加盟店の一部からは、ながいコインの導入で客足が伸びたという声も届いています。一人でも多くの人にながいコインをご利用いただき、こうした声を広げていくための取組は、当然のことながら行政だけの力で成果を出せるものではありません。特に同様の目的を持ち、日々活動している長井商工会議所など関係機関や事業所の皆様の主体的な取組が非常に大きな力になると考えています。ながいコインの利用率の向上や運営そのものの在り方も含め、関係者の皆様とは地域経済の活性化、そして持続可能なまちづくりという共通の課題認識に立ち、互いに協力し合える関係性を大切にしながら、今後も密接な連携の中で議論を重ねてまいりたいと考えているところです。

抜本的なシステムの改修には、当然のことながら時間も費用もかかります。議員のご提案も参考とさせていただき、市として対応すべきところは前向きに取り組んでまいりますので、地域通貨本来の役割をご理解の上、ながいコインの利用促進策について、引き続きご提言をいただければと思います。

○鈴木富美子議長 4番、鈴木 裕議員。

○4番 鈴木 裕議員 お二方、課長から大変詳しく説明いただきました。

まず、最初のほうの質問、長井市文化財保存活用地域計画策定事業であります。私個人的には文化財の保護とか活用とか、そういったところには自分として、大変恥ずかしいんですが、なかなか疎い分野といいますか、理解しにくい分野ということなんですが、あえて質問させていただいたところ。指定文化財以外の未指定文化財、これらについて新たに光を当てるといふ事業だと思いますし、その保存・活用について今後検討していくということで、国の補助事業でもありますが、本市としてそれらを整備してきちんと管理されていくということは大変よいことだと思っています。

今年度は計画作成期間ということで、3年間の中の2年目の事業で、計画骨子をつくったり、協議会などでいろいろ検討を進めてまいるということでもありますけれど、補助金が当初見込みの半分に減ったということで、そのしわ寄せが事業費として主なコンサルタントの委託料の減額となったということなものですから、コンサルタント料が減額になったのに、当初計画してた事業、作業ができるのかということが非常に心配でしたので、懸念されましたので、質問させていただいたところ。課長からは、市の財源も少し厚くしてもらって、何とかやっけていけるという自信めいた答弁でありましたので、ぜひ期待したいと思います。その3年間の取組が終わったら、再来年ですか、5年間の事業になりますので、ぜひそれも前向きに進めていただきたいと思います。

それから、デジタル地域通貨ながいコイン事業については、この事業の意味合いは課長のほうから最初、説明あったとおりだと認識をしておりまして、市民のキャッシュレス化、そういったものに対しての非常に啓蒙啓発的な事業であります。確かに課長も説明しておりましたが、

カード式のながいコインについては、それを持って利用される高齢者はできるんですが、なかなかそのカードのポイントをスマホに移してサービスを受ける、買物をするという行為がなかなかできなくて、お店の方が結構説明に時間がかかるという声も聞こえてきます。

私はこのながいコイン事業そのものが、そういう意味では長井市民にとってやってよかったなと思う一方、最初の質問で申し上げたとおり、非常に前あった地域振興商品券みたいな商品券のデジタル版、キャッシュレス版としては非常に有効ではなかったかなと思うわけですが、ただ、そこでこの事業が終わってしまうのではないかと非常に危惧してるところです。補助事業が終われば、この事業はだんだん尻すぼみになって、いずれ消滅するのではないかなと思うわけです。

キャッシュレス化の普及には成功したわけで、非常に貢献している事業ではあります。長井の市民の方が長井で買物をするというこの仕組みを、このながいコイン事業でできないかというのが私の考えでありまして、以前、議員が視察に行った折に岡谷商工会議所、岡谷市でやっけるそのポイント制の何とかペイですね、そういった事例も議員のほうからこの場で提案があったわけですが、私もそういった仕組みづくりが必要でないかと今回提案させてもらっております。

まず、行政の財源負担がなくても長井市民が喜んで使って、ポイントをもらえて、そして市外での買物が減って、できるだけ長井で買物できて、そして商業者、事業者も売上げが伸びると、そういった仕組みづくりが私は必要でないかと思っています。課長の答弁には、今後商工会議所とか、あるいは商業者等も交えて今後いいながいコイン事業になるように検討していきたいという答弁がありましたので、私はそれに期待したいと思います。商工会

議所が自ら動いて、こういったことを市に提案して、一緒にやっ払いこうというのが理想かなと思いますけれど、市と会議所、あるいは商業者などですね、意見交換しながら、ぜひ地域通貨として流通し、長井市で買物が多くできるような仕組みづくりをつくっていただければなと思います。

そこに行政、システム料といいますかね、それもその事業の中で賄えて、行政負担がすることない、市の持ち出しがなしでできるような仕組みをぜひ考えていただきたいなと思います。そこにさっき言った健康増進とか、ボランティア活動によって長井市独自にポイントを付与するのであれば、さらに市民は喜んで使うことになるのではないかなと思ったところであります。

今回2つの質問ですが、以上で終わります。

○鈴木富美子議長 ここで暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○鈴木富美子議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

内谷邦彦議員の質問

○鈴木富美子議長 順位3番、議席番号9番、内谷邦彦議員。

(9番内谷邦彦議員登壇)

○9番 内谷邦彦議員 政新長井の内谷邦彦です。2つの項目について質問します。よろしく願いいたします。

最初に、認知症の対応について、長寿介護・地域包括支援センター担当課長に伺います。

最新の発表によると、2023年9月現在の高齢者人口は3,623万人、人口割合では29.1%となりました。2022年の高齢者人口は3,624万人だったことから、2023年になり、高齢者人口は2022年の発表より1万人減ったこととなります。1950年代以降、初めて高齢者人口が減少しました。また、厚生労働省からは100歳以上の高齢者の人口も発表されました。2023年の100歳以上の高齢者の人口は9万2,139人。2022年より1,613人増加しました。日本がどれほど高齢化が進んでいるか、世界各国と比較してみると、2010年の日本の高齢者人口は人口比率で29.0%で、世界1位となっています。2位がイタリアで、総人口に占める高齢者人口率は24.5%、3位がフィンランドで、総人口に占める高齢者人口率は23.6%となっております。

厚生労働省の令和4年度簡易生命表によると、2022年の日本の平均寿命は、男性が81.05歳、女性が87.09歳となっており、前年と比較して、男性は0.42年、女性は0.49年下回っています。日本の平均寿命は1990年から2021年までの30年間で約5年以上延びており、高齢者人口が増加すると同時に長寿化も進んでいることが分かります。

このように、高齢化が進むことで、加齢が最大因子である認知症が多くの高齢者に関連してきます。認知症とは、記憶障害のほかに失語、失行、失認、実行機能の障害が一つ以上は加わり、その結果、社会生活、あるいは職業上に明らかに支障を来し、かつての能力レベルより明らかに低下が見られる状態と定義されています。現在では日常的に認知症という言葉を使っていますが、実際は認知症は病名ではなく症候群で、風邪に例えると、喉が痛い、熱が出た、鼻水が出るなどの症状から風邪と呼ぶ方が多いようですが、これも実は風邪症候群となります。認知